

## 蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市行政不服審査条例施行規則（平成28年蒲郡市規則第40号）第7条の規定に基づき、蒲郡市行政不服審査条例（平成28年蒲郡市条例第8号）に規定する蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の招集)

第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会を招集するものとする。

- (1) 蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）第11条第1項の規定による諮問を受けたとき。
- (2) 蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年蒲郡市条例第27号）第6条第1項又は第2項の規定による諮問を受けたとき。
- (3) 蒲郡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年蒲郡市条例第21号）第45条第1項の規定による諮問を受けたとき。
- (4) 行政不服審査法（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による諮問を受けたとき。
- (5) 前各号のほか会長が必要と認めるとき。

(審査庁に対する資料の提出要求)

第3条 審査会は、前条第1号から第3号までの諮問を受けたときは、当該諮問をした審査庁に対し、相当の期間を定めて処分庁から提出された弁明書及び審査請求人から提出された反論書の提出を求めるものとする。

(審査会の調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見等の聴取)

第5条 審査会は、法第75条第1項の規定により審査関係人から口頭による意見

の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）をしたい旨の申立てがあった場合は、期日及び場所を指定し、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）を招集してさせるものとする。

2 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

（口頭意見陳述をする者の数）

第6条 口頭意見陳述をする者の数は、審査関係人、審査請求人の代理人及び補佐人を含めて1回の審査につき5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（指名委員による意見等の聴取）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に法第75条第1項の規定による審査関係人の口頭意見陳述を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査関係人の口頭意見陳述の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

（学識経験者からの意見等の聴取）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関して学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

（会議の非公開）

第9条 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が特に必要があると認めるときは、公開することができる。

（会議録の作成）

第10条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 会議の内容（要点筆記）
- (5) その他必要事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名するものとする。

3 会議録は、非公開とする。ただし、審査会が特に必要があると認めるときは、会議録の全部又は一部を公開することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(蒲郡市情報公開審査会運営要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 蒲郡市情報公開審査会運営要綱（平成10年10月1日施行）

(2) 蒲郡市個人情報保護審議会運営要綱（平成10年5月11日施行）